

職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 2 号

職業能力開発校条例の一部を改正する条例

職業能力開発校条例（昭和51年岩手県条例第25号）の一部を次のように改正する。

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 第5条第1項又は第10条第1項の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、入校検定料、入校料又は寄宿舎料を免除することができる。</p> | <p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 第5条第1項又は第10条第1項の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波又は平成28年台風第10号により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、入校検定料、入校料又は寄宿舎料を免除することができる。</p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。  |  |

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職業能力開発校条例の規定は、平成28年9月1日以後に納付された入校検定料又は同月以後の月分の寄宿舎料について適用する。
- 平成28年台風第10号により甚大な被害を受けたと認められる者が納付した入校検定料又は寄宿舎料で、この条例による改正後の職業能力開発校条例附則第4項の規定に基づき免除されたものに係る職業能力開発校条例第12条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「前条」とあるのは「前条又は附則第4項」と、「授業料」とあるのは「授業料又は入校検定料若しくは寄宿舎料」とする。